

学生における
感染拡大予防に対する取り組み
(第二報)

令和2年8月

大阪行岡医療大学

目次

1. はじめに.....	3 - 4
2. 学内における感染症対策の基本.....	4
3. 大学の対策	4 - 6
3 - 1. 全体の取り組み	
3 - 2. 健康チェック	
3 - 3. 熱中症	
3 - 4. 消毒・掃除・廃棄等	
3 - 5. トイレ	
4. 学生の対策	6 - 8
4 - 1. 登下校時	
4 - 2. 学内の行動	
4 - 3. 休憩時間・昼食時の施設使用および制限	
4 - 3 - 1. 休憩・昼食時の使用教室	
4 - 3 - 2. 一時的に利用可能な教室	
4 - 3 - 3. 昼食時のみ使用禁止の教室	
5. 再開後継続して必要な物品等	8
6. その他	8
7. 資料	9-13

1. はじめに

本学は、厚生労働省が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）および文部科学省が定めた学校等の取扱い「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年7月20日改訂）において示された内容について周知を行うとともに、引き続き感染拡大の防止や学生の学修機会の確保、学生への適切な情報提供と支援等に取り組むものとする。

また新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方として①感染拡大の防止と学修機会の確保、②学生の立場に立った配慮および情報提供および支援、③教職員の業務の在り方と体制の確保について引き続き留意する。

さらに、大阪府が定めた「大阪府感染防止マニュアル」に従い、引き続き新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、通学帰宅時および校内における学生のみならず教職員の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を図る。

本学の活動基準については、今後の感染状況等社会情勢を踏まえつつ、政府および大阪府の動向にあわせるため、第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において示された「学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え」（資料①）に基づき、ウィズコロナ時代における大学の平常化を目指す。

2. 学内における感染症対策の基本

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、学生が学習できる環境を整え学内教育活動を継続する。本学も前項の政府および大阪府が示す感染拡大予防対策を踏まえ、3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに新しい生活様式（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を継続して実践し、一人ひとりの基本的感染対策として取り入れる。そのなかで情報通信技術（ICT）を最大限活用するとともに、授業を複数のグループに分散しそれぞれが限られた時間、日において登校する機会を設ける等、柔軟な対応を図ることで教育活動を継続する。また、地域の感染状況や本学関係者の感染者情報についても「厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）」（資料②）を学生本人の同意を前提に、お互いに分からないようプライバシーを確保したうえで活用し、速やかに情報共有を行う。さらに、20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大していることから、夜の街での飲食等をする場合に向けた注意喚起を行う（資料③）。

以上を本学の感染症対策の基本として、全ての学生が平等に教育を受けられることを目的に「大学の対策」および「学生の対策」について以下の内容を継続して実践する。

3. 大学の対策

3-1. 全体の取り組み

- 3密の回避に加えて新しい生活様式を取り入れる等、政府および大阪府が定める感染拡大防止対策等におけるガイドラインを遵守する。
- 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける。
 - 症状がなくてもマスクを着用する。
- こまめな手洗いを徹底する。
 - 30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- 教壇から学生までの距離を開ける。
 - 最前列を空けることで2m（最小1m）確保する。
- 一教室当たりの人数を少なくする。
 - 原則、全座席の1/2までの人数で行う。
- 教室内の密を防ぐ工夫をする。
 - 一席に対して四方または交互に空席を設けた配置を設定する。
- 机や椅子等学生が共通に触れる物の清拭に留意する。
- 飛沫が飛ぶ可能性の高い授業や人と人が接触するような活動等は対策を講じる。
 - 発表・報告会等。
- 学生の学内滞在時間を最小限にする。
 - 最終授業後30分以内に帰宅させる。
 - * 個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長を許可する。
- 教職員と学生の対話は距離を確保する。
 - 換気をしたうえで間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保でき、対面は避け1つ飛ばしで交互に座る等、3密にならないような工夫をする。
 - * アクリル板・透明ビニールカーテン等が用意できる場合は利用する。
- 休憩時間および昼食時等、教職員および学生同士の会話は必要最小限とする。
- 休憩および昼食等で外出する際は、少人数（5名まで）で行動し3つの密と新しい生活様式の基本的感染対策を遵守し感染者集団（クラスター）発生を防ぐ。
- 大学における演習授業（学内実習等）には万全の注意を払う。
 - リスクが高いと考えられるため、少人数で滞在時間が短くなるような工夫をする。
- 状況に応じて学内放送および主要な場所にポスターを掲示し注意喚起を継続する。

3-2. 健康管理

- 毎日の体温チェックの確認・実施をする。
 - 教職員および全学生に対して、自宅で検温したうえで登校するようにする。
- 教職員および全学生に健康チェックを実施する。
 - 適宜、健康チェック表を渡して自己管理を継続する。
- 発熱のある教職員および学生の登校制限を行う。
 - 教職員および学生は授業開始前までに事務局へ連絡する。
 - * 軽度な発熱であっても咳・咽頭痛等の症状がある者は登校しない。
 - また、①発熱やのどの痛み・咳が長引く（解熱剤を飲み続けても4日以上続く）、②強い倦怠感や息苦しさ、③嗅覚・味覚障害がある場合、④濃厚接触者および発症者との接触が確認された場合は、速やかに最寄の診療所・保健所へ連絡させる。
 - * 自宅での検温を忘れた場合は事務局で検温する。
- 登校後に発熱を確認した場合の対応。
 - 発熱者を再度体温計等で特定しすぐに医務室に搬送する（個室で対応する）。その後、事務局へ連絡する。事務局は大学本部に報告する。
- 発症が疑われる場合の対応。
 - 万が一感染者が発生したときに備え「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）」の活用をすすめる。
- 個人情報の取り扱いに十分注意しながら名前等の個人情報を適正に管理する。
 - 事務局で収集し、学生委員会で管理する。
 - * 学生に陽性者を確認、かつ大学内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合は授業を中止するとともに休校等の対策を講じる。
(別紙：新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル参照)

3-3. 熱中症

- コロナ禍の中において今夏の熱中症への予防に関する注意点を「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた熱中症予防に関する提言」に基づき下記のごとく対策を講じる。また、発生した場合に備え、「環境省：熱中症対策ガイドライン2020」（資料④）に従い予防や処置等について学生をはじめ教職員で共有する。
- ①屋内においては、室内換気に十分な配慮をしつつ、こまめにエアコン温度を調節し室内温度を確認する。
 - ②屋外においては、マスク着用により身体に負担がかかるため、適宜マスクをはずして休憩する。ただし感染対策上重要であるため、はずす際は身体的距離の確保に配慮し、周囲環境等に十分に注意を払う。また口渇感に依らず頻回に水分も摂取する。

- ③体が暑さに慣れていない時期が危険であるため、身体的距離の確保に注意しつつ、室内・室外での適度な運動で少しずつ暑さに体を慣れさせる。
- ④熱中症弱者（日常生活に支障がある方など）の学生には特に注意し、事前に担任および事務局に申し出るなど孤立を防ぐべく、頻繁に連絡を取り合う。
- ⑤日頃の体調管理を行い、観察記録（健康管理シート）をつける。異変を感じたら、地域および最寄りの医療機関に連絡・相談をする。

「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた熱中症予防に関する提言」から引用一部改変

3-4. 消毒・掃除・廃棄等

- 石けん、手指消毒用アルコール、界面活性剤含有の洗浄剤等を常備する。
- ポスターを各トイレ周辺に貼る（手指消毒および手洗い方法）。
- 大学の出入口および各教室の出入口に手指消毒用アルコール等を設置する。
- 教室をはじめ大学内すべての部屋の換気（2つの窓を同時に開ける等）を徹底する。
- 複数の人の手が触れる場所は、適宜消毒する。
- マスクを外した後は、必ず手を洗い手指消毒用アルコールで消毒する。
- ゴミ（※特に鼻水、唾液等が付着したものは、袋に入れ密封した状態で捨てる。
→ 極力持ち帰るようにする。

3-5. トイレについて

- 全てのトイレに石鹸やハンドソープおよび手指消毒用アルコールを常備する。
- 原則として、教職員室および授業教室の最寄のトイレを使用する。
→ 学内における人の行き来を最小限にする。

4. 学生の対策

4-1. 登下校時

- 毎朝体温を測り、発熱がないことを確認してから登校すること。
- 発熱、咳、くしゃみ、下痢等の症状がある場合は登校を控えること。
- 登下校時は咳エチケットを守り、登下校後には手洗い、うがいを励行する。
- 人と人の距離をとることや、1m以内に近づいての対面での会話等を極力避けるようにし、感染防止に努める。
- 登下校時に電車・バス等の交通機関を用いる場合は、マスク着用により感染予防に努める。
- 登下校後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等して接触感染対策を行う。

- 公共交通機関を利用するのみならず学内においても至近距離での会話を避け、大声を出さない。
- 徒歩圏内（自転車通学を含む）から通える学生については、登下校時の感染リスクは低いと考えられるが、マスク、手洗い等の基本的対策は行う。
- 休憩時間および昼食時等を利用して、手洗い、うがいを励行する。

4-2. 学内の行動

- 3密（密閉、密集、密接）を回避する。
- マスク着用および手洗い励行。
- 必要以外の私語は慎む。
- 学内移動は階段で行う。
 - * 原則としてエレベーターは3密回避（最大4名）で使用可能とする。

4-3. 休憩時間・昼食時の施設使用および制限

- 休憩および昼食時は常時換気する。
- 上限を全座席に対して1/2とし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 飲食時に使用する物品（机、いす等）は定期的に消毒する。
- 入退室の前後に手洗いをする。

4-3-1. 休憩・昼食時に使用可能な教室について

1年生： Aクラス（303教室）、Bクラス（401教室）

2年生： Aクラス（501教室）、Bクラス（403教室）

3年生： Aクラス（402教室）、Bクラス（502教室）

4年生： Aクラス（301教室）、Bクラス（302教室）

全学年： パーゴラ周辺（屋外）

* 原則として、各授業間の休憩も割り当てられた教室で過ごすようにする。

* 休憩時に教室が授業の場合、一部屋の人数が多い場合は別室へ移動する。

4-3-2. 休憩・昼食時に一時的な利用が可能な教室について

1階： 学生控室

→ ポット、電子レンジ使用時のみ

情報処理室、図書室

→ コピー、本の貸し出し、自己学習

4-3-3. 休憩・昼食時に使用禁止の教室

1階：身体機能実験室、ADL室

2階：講堂、訓練室、治療室

6階：体育館

* 授業および教員が認めた場合のみ使用可。

5. 再開後継続して必要な物品等

- 石鹸、ハンドソープ
- 界面活性剤含有洗剤
- 手指消毒用アルコール等
- 体温計
- アクリル板、ビニールカーテン等仕切ることが可能なもの

6. その他

<運動場の利用>

- スポーツ庁が推奨する「コロナ禍における運動・スポーツの注意点」を参考に実施可とする（資料⑤）。

<施設利用時間>

- 19時までとする。

<ゴミについて>

- マスクに鼻水、唾液が付着しているものは、極力各自持ち帰るように努める。
- ゴミの収集を2回/1日にする。

連絡先 学校法人 行岡保健衛生学園 大阪行岡医療大学
567-0801 大阪府茨木市総持寺1丁目1番41号
Tel (072) 621 - 0881 FAX (072) 621 - 1233
E-mail daigaku-jimukyoku@yukioka.ac.jp

資料①：学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え（学校教育活動と感染拡大防止策との両立）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38677/00000000/gakkou.pdf>

令和2年7月3日第20回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料

学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え
（学校教育活動と感染拡大防止策との両立）

「分散登校」等の実施イメージ

「大阪モデル」のステージ	グリーン	イエロー	レッド
文科省「地域感染レベル」			
授業形態	平常授業	平常授業	分散登校・短縮授業 オンライン授業
教室の人数	通常（40人まで）	通常（40人まで）	20～15人程度
学校教育活動	通常	感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染症対策のさらなる徹底	感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない
感染症対策	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等）	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等）	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等） 通学での密を避ける（時差通学等）

（令和2年7月2日 第21回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

資料②：厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）について

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/mobile/>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



アプリのインストール方法

Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>



App Store

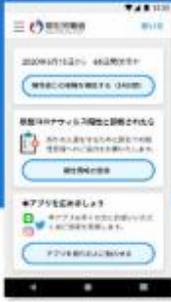
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。**

厚生労働省
**新型コロナウイルス
接触確認アプリ**
(略称：COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application



接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

※ 画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



※ 接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはなりません
※ どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにはわかりません
※ 端末の中でのみ接触の履歴（ランダムな符号）を記録します
※ 記録は14日経過後に削除となります
※ 記録後、自己情報など個人が特定される情報は記録しません
※ Bluetoothをオフにすると検知を記録しません

iPhoneの方はこちら  
Androidの方はこちら  
詳しくはこちら  

厚生労働省 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室 情報通信技術(IT)総合戦略室

資料③：20代を中心とする皆様への注意喚起について

<https://www.meiji-s.ac.jp/upload/ck/common/files/2020-koronacyuikanki.pdf>

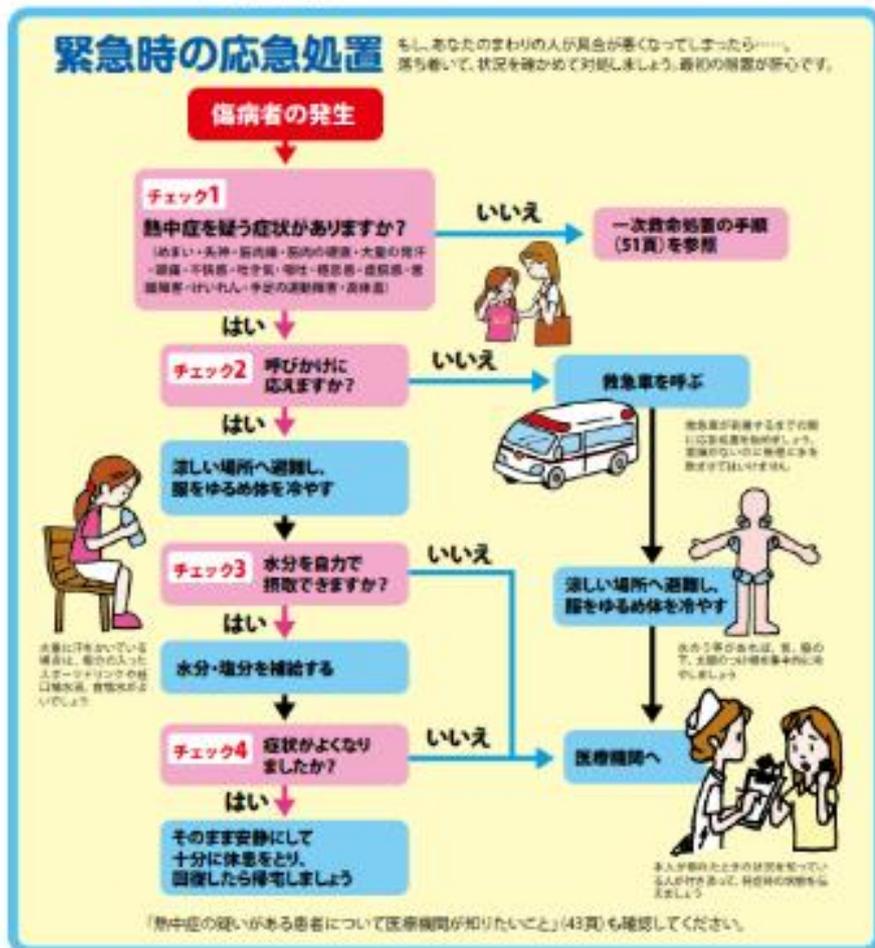
20代を中心とする皆様への注意喚起！！

20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。
夜の街で飲食等をする時は、次の**3つのポイント**を守りましょう。

- ① **換気の悪い、狭い空間で、飲食をしながらの、
大声での会話は控える**
- ② **大皿から直接、料理をとったり、お酌や回し飲みは
行わない**
- ③ **感染予防対策をとっているお店を利用する**
(「感染防止宣言ステッカー」の貼付店や「大阪コロナ追跡システム」
のQRコードを設置しているお店等)

補足資料「[大阪コロナ追跡システム](#)」の手引き

pdf



資料⑤：安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

安全に運動・スポーツをするポイントは何？ Ver.2

体調をチェック

一つも当てはまる場合には、運動やスポーツは行わないでください。

- 平熱を超える発熱
- 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ、息苦しさ
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等

感染防止の3つの基本

- 十分な距離の確保
- マスクの着用
- 手洗い・手指消毒

家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐにシャワーを浴びて、着替える。

熱中症の予防 ! 暑くなる日は要注意!

こまめな水分・塩分の補給、休憩の確保、風通しの良い服装や着帽、屋内では空調の使用等を行いましょう。マスクを着用したまま運動・スポーツをすると、水分補給を忘れたり、体温が下がりにくいことがありますので注意してください。また、マスクをしていつもの運動・スポーツをすると、運動強度が上がることがありますので、強度を落とすなど調整をしてください。息苦しさを感じた時はすぐに外すことや休憩を取る等、無理をしないてください。

運動・スポーツの種類ごとの留意点

×密閉 ×密集 ×密接 三つの密のうち、一つでも該当しないように注意しましょう。

- ウォーキング・ジョギング
 - ① 一人又は少人数で実施
 - ② すいた時間、場所を選ぶ
 - ③ 他の人との距離を確保
 - ④ すれ違う時は距離をとる
- 筋トレ・ヨガ
 - ① 自宅で動画を活用
 - ② こまめに換気

なるべく距離をあける

運動不足（身体的不活動）は健康に害を及ぼします。安全な環境を確保して適度に運動・スポーツを行うよう心掛けてください。高齢者や基礎疾患などのある方は、かかりつけ医に相談してください。

スポーツ庁 JAPAN SPORTS AGENCY

本資料は公益社団法人日本医師会の協力を得て作成しました。(R2.5.22)

13